第一号様式（第２条、第19条の２の３、第20条、第22条、第23条の４、第42条の２関係）

使　用　船　舶　明　細　書

船名					
船舶の種類					
船質					
進水年月					
船舶所有者					
総トン数					
貨物積載容積					
自動車航送に係る自動車積載面積					
旅客定員					
主機の種類					
連続最大出力					
航海速力					

（注）　１　予備船の船名は、括弧書きとすること。

２　自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、３、30から39まで、300から399まで、30Ａから39Ｚまで、３Ａ０から３Ｚ９まで、３ＡＡから３ＺＺまで、４、40から49まで、400から499まで、40Ａから49Ｚまで、４Ａ０から４Ｚ９まで、４ＡＡから４ＺＺまで、５、50から59まで、500から599まで、50Ａから59Ｚまで、５Ａ０から５Ｚ９まで、５ＡＡから５ＺＺまで、６、60から69まで、600から699まで、60Ａから69Ｚまで、６Ａ０から６Ｚ９まで、６ＡＡから６ＺＺまで、７、70から79まで、700から799まで、70Ａから79Ｚまで、７Ａ０から７Ｚ９まで及び７ＡＡから７ＺＺまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで再掲すること。

第一号様式（第２条、第19条の２の３、第20条、第22条、第23条の３、第42条の２関係）

使　用　船　舶　明　細　書

船名					
船舶の種類					
船質					
進水年月					
船舶所有者					
総トン数					
貨物積載容積					
自動車航送に係る自動車積載面積					
旅客定員					
主機の種類					
連続最大出力					
航海速力					

（注）　１　予備船の船名は、括弧書きとすること。

２　自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、３、30から39まで、300から399まで、30Ａから39Ｚまで、３Ａ０から３Ｚ９まで、３ＡＡから３ＺＺまで、４、40から49まで、400から499まで、40Ａから49Ｚまで、４Ａ０から４Ｚ９まで、４ＡＡから４ＺＺまで、５、50から59まで、500から599まで、50Ａから59Ｚまで、５Ａ０から５Ｚ９まで、５ＡＡから５ＺＺまで、６、60から69まで、600から699まで、60Ａから69Ｚまで、６Ａ０から６Ｚ９まで、６ＡＡから６ＺＺまで、７、70から79まで、700から799まで、70Ａから79Ｚまで、７Ａ０から７Ｚ９まで及び７ＡＡから７ＺＺまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで再掲すること。